

第7章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

第5章で掲げた3つの方向性に基づき、将来像実現のための課題を解決するための方針とそれに基づく措置を実施します。措置の実施に当たっては、多様な主体と連携し、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等、国や県の補助制度を活用して、効果的な実施を図ります。

1 「文化財の保存、伝承」に関する方針と措置

方向性 文化財の保存、伝承に関する取組の充実

- 方針1 多様な主体と連携して、文化財の調査を計画的に実施する
- 方針2 文化財をき損・滅失から守るための体制や仕組みを充実する
- 方針3 文化財の適切な保存修理・保存整備を実施する
- 方針4 文化財の保存・活用の拠点となる博物館施設の機能の充実と新設の検討を行う

前章で確認した文化財の保存、伝承に関する課題に対し、取組を充実する方向性を掲げ4つの方針により措置を行います。

方針1 多様な主体と連携して、文化財の調査を計画的に実施する

十分な調査を実施できていない遺跡や埋蔵文化財等については、文化財課のほか、庁内関連部局や関連団体と連携し、調査を実施します（Ⅰ遺跡や埋蔵文化財等の調査）。

さらに、開発などに伴う文化財の滅失を防ぐため、また文化財を適切に保存していくために、文化財指定・登録に向けた調査を行います。また、四国遍路の世界遺産登録に向けては、引き続き関連団体との連携を図りながら調査を進めます（Ⅱ文化財指定・登録等に向けた調査）。

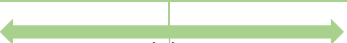
次に、市内全域の行事や祭礼、建造物、歴史資料のような身近な文化財の把握調査を進めるために、公民館やまちづくり協議会など地域住民が主体となった既往の調査についてとりまとめを行い、広く公開します（Ⅲ地域が主体となった文化財の把握調査）。

[措置]

Ⅰ 遺跡や埋蔵文化財等の調査

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
1	市内遺跡の発掘調査		○	○	○(文)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← 毎年 →	
	文化財保護法第 93 条に基づく土木工事の届出に係る試掘調査、発掘調査などを実施する。							
2	城山公園（堀之内地区）の発掘調査			○	○(街)	・市 ・社会資本整備総合交付金 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← 毎年 →	
	城山公園の堀之内地区の一部（松山城三之丸跡）にあった三之丸御殿の発掘調査を行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
文：文化財課 街：市街地整備課

措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
3	久米官衙遺跡群の遺構保全			○	○(文)	・市		
	国指定史跡久米官衙遺跡群の調査を行う。							
4	大学構内の発掘調査			○(愛理)		・愛媛大学		
	城北キャンパスの文京遺跡、樽味キャンパスの樽味遺跡、持田キャンパスの持田遺跡など、大学構内に所在する遺跡について、開発に伴う発掘調査を行う。							

II 文化財指定・登録等に向けた調査

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
5	四国遍路の世界遺産登録に向けた詳細調査		△		○ (県文)	・ 県 ・ 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← R6(2024)～R8(2026) →	
	世界遺産登録に向けて、課題である資産の保護措置を進めるため、県内札所の詳細調査を実施する。松山市では、札所 8 ヲ寺や遍路道の調査に協力する。							
6	四国遍路に関する歴史資料調査		△	○ (四研)		・ 科研費 ・ 四国遍路研究基金	← 毎年 →	
	継続的に、四国遍路の歴史や特徴について明らかにするため、札所のほか古刹寺院に残る歴史資料について調査する。							
7	建造物の詳細調査	△	○	△	○ (文)	・ 市 ・ 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← R7(2025)～R15(2033) →	
	近年、建造物所有者から指定・登録の要望が急増していることから、新規市指定候補及び新規国登録候補建造物の来歴調査・図面作成などの詳細調査を行う。							

III 地域が主体となった文化財の把握調査

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
8	地域主体による文化財の把握調査の取りまとめ	○		○	□ (文)	・市		
	松山市が公民館やまちづくり協議会による管轄地区の歴史文化に関する調査について、松山市域全体の調査結果の取りまとめを行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援

県文：愛媛県まなび推進課、文化財保護課 四研：四国遍路・世界の巡礼研究センター 文：文化財課

愛理：愛媛大学埋蔵文化財調査室

方針２ 文化財をき損・滅失から守るための体制や仕組みを充実する

まず、文化財保護法や条例に基づく適切な保護と管理の徹底を図ります（Ⅰ文化財の適切な保護と管理）。

また、文化財の日常的な管理体制や防災体制の構築、防災・防犯意識を高めるために、関連する部局や団体と連携しながら、防災・防犯について即応できる計画の整備や体制の構築を目指します（Ⅱ文化財の防災・防犯対策）。

さらに、このような体制のもと、適切な保存と維持管理が行えるよう文化財の持つ価値や性質に則した計画の策定や計画の推進に努めます（Ⅲ文化財の適切な評価と計画の策定・推進）

次に、民間所有文化財について、修理や管理の状況が把握できていないものがあることや民間所有文化財をどのように守るかということに対しては、文化財所有者支援する体制や仕組みを検討します（Ⅳ文化財所有者を支える仕組みの検討）。

[措置]

Ⅰ文化財の適切な保護と管理

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
9	文化財保護法・文化財保護条例に基づく事務		○		○(文)	・市	 毎年	
	文化財保護法等法令に基づく事務を実施する。							
10	指定文化財の保護管理		○		○(文)	・市	 毎年	
	指定文化財の保護管理を行う。							
11	埋蔵文化財の管理		○		○(文)	・市	 毎年	
	埋蔵文化財及び記念物の保護管理、文化財保護法等法令に基づく事務を実施する。							

Ⅱ文化財の防災・防犯対策

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
12	防災・防犯対策の実施	△	○		△	・市	 R7(2025)～R15(2033)	
	防災訓練の実施など							
13	非常時の対応マニュアルの作成	△	○		△	・市	 R7(2025)～R15(2033)	
	非常時の対応マニュアルの作成を行い、連絡体制の強化を行う。							
14	文化財防災に関する公開講座 や保全活動	△	○	○ (資)		・科研費 ・寄附金	 毎年	
	文化財の所有者や管理に携わる者を対象に、愛媛大学にて文化財防災に関する講座やワークショップを開く。災害があった場合や所有者から要請があった場合は、救出・保全活動を実施する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
文：文化財課 資：愛媛資料ネット

Ⅲ文化財の適切な評価と計画の策定・推進

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
15	史跡松山城跡樹木管理計画の 推進	△			○ (街)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← 毎年 →	
	計画に基づき史跡松山城跡の樹林及び植栽の整備・管理を進める。							
16	良好な景観形成の推進	○	○		○ (街)	・市	← 毎年 →	
	松山らしい良好な景観によるまちづくりを推進するため、松山市景観計画の策定、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
17	四国遍路世界遺産登録推進協議会		△	○ (四登)	△	・会費 ・寄付金	← 毎年 →	
	四国遍路世界遺産登録推進協議会へ出席する。また、推進協議会員と連携し、四国遍路の世界遺産登録を目指すための取組を行う。							
18	文化財保護審議会の開催	△	△	○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	文化財の価値評価や指定、修理等の指導のほか、国・県指定文化財を含めた文化財の保存・活用を推進するため、文化財保護審議会を開催する。							

Ⅳ文化財所有者を支える仕組みの検討

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
19	文化財所有者を支える仕組みづくり		○	○	□ (文) (ま)	・市	 R7(2025)～R15(2033)	
	文化財所有者の相談窓口の創設、所有者の維持管理を支える仕組みづくり（公民館やまちづくり協議会との連携）、保存に関するマニュアルの作成などを行う。							
20	民間所有の文化財の現状把握の仕組みづくり		○		□ (文)	・市	 R7(2025)～R15(2033)	
	定期的な点検、年に一度の状態把握などを行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 街：市街地整備課 文：文化財課 ま：まちづくり推進課
 四登：四国遍路世界遺産登録推進協議会

方針3 文化財の適切な保存修理・保存整備を実施する

文化財を将来にわたり適切に保存伝承するため、き損や滅失を未然に防ぐため、文化財の状況を把握し、適切な方法で適切な時期に保存修理を実施し、修理サイクルを構築するほか、防災施設の整備や環境整備について民間所有文化財を含め計画的に実施します（Ⅰ保存修理や防災施設整備等の計画的な実施）。

また、史跡等の記念物を筆頭に、整備が遅れており文化財の価値や魅力が十分に広く伝えることができていないことから、看板や案内等を含めた、訪れたいくなるような環境整備や保存整備を推進します（Ⅱ文化財の保存・活用に向けた整備の実施）。



〔城山公園（堀之内地区）の整備〕

〔措置〕

Ⅰ 保存修理や防災施設整備等の計画的な実施

措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
21	松山城建造物の保存修理				○ (観)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← 毎年 →	
	重要文化財 松山城をはじめとする文化財建造物と復興建造物について計画的に保存修理を実施する。							
22	民間所有指定文化財の保存修理・防災設備整備等		○		□	・所有者負担金 ・国庫補助金 ・県 ・市	← 毎年 →	
	民間所有文化財の保存修理・防災設備整備・磨き上げ・活用環境整備などを適切に実施する。							

Ⅱ 文化財の保存・活用に向けた整備の実施

措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
23	久米官衙遺跡群の遺構保全			○	○(文)	・市	毎年	
	国指定史跡久米官衙遺跡群の保存・活用をはかる。							
24	城山公園（堀之内地区）の整備	△		△	○(街)	・市 ・社会資本整備総合交付金	毎年	
	城山公園の堀之内地区（松山城三之丸跡・西之丸跡）を対象とした史跡整備を行う。							
25	道後公園(史跡湯築城跡)の整備				○(県都)	・県 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	毎年	
	湯築城跡の本質的価値を後世に継承していくため、「道後公園（史跡湯築城跡）整備基本計画」に基づき、史跡の適切な保存管理や有効活用に必要な公園整備等を行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援

観：観光・国際交流課 文：文化財課 街：市街地整備課 県都：愛媛県都市整備課

方針4 文化財の保存・活用の拠点となる博物館施設の機能の充実と新設の検討を行う

市民等が歴史文化と文化財に触れることができ、文化財の保存公開活用の拠点である既存の資料館等について、適切な管理運営を図るとともに、機能の充実を図ります（Ⅰ文化財に関する施設の適切な管理と運営の充実）。

また、子規記念博物館や坂の上の雲ミュージアム、考古館など専門性の高い既存の博物館でカバーできていない美術工芸品や文書、民具など多くの文化財の保存・活用の将来を見据えた施設のあり方を検討します（Ⅱ保存・活用の拠点となる施設のあり方の検討）



〔埋蔵文化財センター・考古館〕

〔措置〕

Ⅰ文化財に関する施設の適切な管理と運営の充実

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有 者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
26	埋蔵文化財センター・考古館の 管理運営	△		○	○ (文)	・市	 毎年	
	埋蔵文化財センター・考古館において、埋蔵文化財や歴史文化に関する展示や講演会等の教育普及活動を実施し、市民の地域学習等での埋蔵文化財の活用を図ることで、市民の埋蔵文化財や本市の歴史文化に対する理解を深め、埋蔵文化財保護意識の向上や本市への愛着を育む。							
27	中島歴史民俗資料館 懐古館の 管理運営			○ (正)	○ (文)	・市	 毎年	
	島嶼部の農具・漁具・日用品など歴史、芸能、民俗、産業等に関する歴史文化を公開している中島歴史民俗資料館の維持、管理、運営を行う。							
28	北条ふるさと館の管理運営	△		○	○ (スポ)	・市	 毎年	
	北条地区の歴史や文化財の展示を行っている、北条ふるさと館の管理運営を行う。							
29	坂の上の雲ミュージアムの管 理運営	△		○	○ (坂)	・市	 毎年	
	坂の上の雲ミュージアムの維持管理及び運営、「展示機能」、「情報発信機能」、「まちづくり支援機能」を果たすための各種取組を行う。また毎年新たなテーマを設けて企画展を開催し、様々な視点から『坂の上の雲』の魅力を紹介する。							
30	子規記念博物館の管理運営	△		○	○ (子)	・市	 毎年	
	常設展やテーマを決めて実施する特別企画展や特別展のほか、子規や俳句等に関するイベントや講座を開催することで、子規を顕彰しその業績を後世に伝える。また、子規に関係する重要な資料を収集し、その調査結果を展示等で発表することで、子規研究を更に発展させる。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 文：文化財課 スポ：スポーツシティ推進課 坂：坂の上の雲ミュージアム
 子：子規記念博物館 正：正賢寺

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
31	愛媛大学ミュージアムでの展示	△		○ (ミ) (四研) (愛埋)	□	・愛媛大学 予算（ミ ュージアム 運営費）	← 毎年 →	
	愛媛大学ミュージアムでは、常設第 2 展示ゾーン「愛媛の歴史と文化」において、愛媛大学における愛媛の歴史文化に関わる研究成果や保管資料を常設展示（年 2～3 回入替）し、常設第 4 展示ゾーン「人間の営み」において、愛媛大学城北キャンパス下の文京遺跡出土品等を常設展示する。また、愛媛や松山の歴史文化に関わる特定の研究成果や資料を元に、随時企画展示を実施する。また、そのような企画展示に伴い、講演会・ギャラリー・トーク等を開催・後援することがある。愛媛大学埋蔵文化財調査室では、5 年に 1 度のペースで、発掘調査で得られた研究成果を愛媛大学ミュージアムを活用して特別展示を実施する。また展示内容は愛媛県歴史文化博物館、松山市考古館での特別展でも活用する。							

II 保存・活用の拠点となる施設のあり方の検討

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
32	保存・活用の拠点となる施設のあり方の検討	△	△	△	○ (市)	・市	 R7(2025)～R15(2033)	
文化財の保存公開活用の拠点となる施設のあり方について、検討を進める。								

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
ミ：愛媛大学ミュージアム 四研：四国遍路・世界の巡礼研究センター
愛埋：愛媛大学埋蔵文化財調査室 市：松山市

2 「文化財の保存・活用の体制」に関する方針と措置

方向性 文化財の保存・活用の体制の構築と強化

- 方針1 文化財の保存・活用に関わる市民や団体の人材確保・育成に対する支援体制を構築する
- 方針2 文化財の保存・活用に関わる市民や団体の活動をサポートする
- 方針3 行政内部と関係機関による保存・活用の推進体制を構築する

前章で確認した文化財の保存・活用の体制に関する課題に対し、取組を充実する方向性を掲げ3つの方針により措置を行います。

方針1 文化財の保存・活用に関わる市民や団体の人材確保・育成に対する支援体制を構築する

文化財に関わる担い手の不足や人材育成が十分に行えていないことや、保存・活用の取組を行うための資金の不足に対応するため、文化財の保存・活用に携わる団体の活動を支援します（Ⅰ文化財の保存・活用に携わる団体への支援）。



[地域の宝みがきのサポート
(高浜地区の成果)]

[措置]

Ⅰ 文化財の保存・活用に携わる団体への支援

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6 ～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
33	文化や文化芸術に関する団体の支援	△		○	□ (こ)	・市	← 毎年 →	
	市民が文化や文化芸術に触れる機会の創出、潤いと活力にあふれた地域社会の発展を目指すために団体（（公財）松山市文化・スポーツ振興財団、松山市文化協会）の活動を支援する。							
34	地域の宝みがきのサポート	○	△	○	□ (ま)	・市	← 毎年 →	
	地域の宝というべき地域資源を活かした、住民主体の個性的な地域づくりを推進するため、地域の宝の保存、活用、継承等を目的とした解説板や案内標識の設置、アクセス向上のための整備等の事業を対象に、予算の範囲内で、その事業費の一部に補助金の交付を行う。							
35	保存団体・研究団体の運営補助	△		○	□ (文)	・市	← 毎年 →	
	民俗芸能の保存伝承と後継者の育成、松山の歴史・地理研究を支援することで、郷土に対する理解と愛着の涵養を図り、文化財保護の推進に努めるため、保存団体・研究団体に運営費の補助を行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
こ：文化・ことば課 ま：まちづくり推進課 文：文化財課

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有 者	団 体	行 政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
36	文化財保存顕彰事業の補助		○	○	□ (文)	・所有者負担金 ・国庫補助金 ・県 ・市	← 毎年 →	
	国、県、市指定文化財の民間所有者若しくは管理者、管理団体が指定文化財の管理、修理、整備等を行う際、費用負担が困難である場合、率を定めて補助金を交付する。							

方針 2 文化財の保存・活用に関わる市民や団体の活動をサポートする

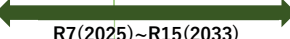
文化財の保存・活用の担い手が活動するための拠点や活動の成果を発表・報告する場所の不足に対して既存施設の有効活用を図ることができないか検討します（Ⅰ市民や団体の活動の拠点となる場所づくり）。また、文化財所有者や管理者、支援団体、市民が情報共有や連携するための機会創出や相互理解を深めるための仕組みをつくりサポートできないか検討を進めます（Ⅱ市民や団体がつながる仕組みづくり）。

[措置]

Ⅰ 市民や団体活動の拠点となる場所づくり

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
37	既存施設の活用推進	△		○	□ (文)	・市		
	既存公共施設について、市民団体による文化財の保存・活用の拠点としての利用を検討する。							

Ⅱ 市民や団体がつながる仕組みづくり

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
38	文化財の保存・活用を行う団体・個人向けの情報プラットフォームの設置	○	△	○	□ (文)	・市		
	文化財の保存・活用に関する団体の情報共有、使用可能な施設等をまとめたプラットフォームを設置する（情報は、各地区公民館やまちづくり協議会が主体となり収集、市がとりまとめ）。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
文：文化財課

方針3 行政内部と関係機関による保存・活用の推進体制を構築する

文化財の保存・活用に資する取組を行うに当たり、松山市内部には関係する課等が多数存在しており、問い合わせ先がわからない、問い合わせても所管する課等がないことや、取組を行う諸団体の連携が図られていないことに対して、関係部局や文化財関係者が参画する協議会を開催し情報交換や連携強化を図ります。また、文化財の保存・活用の推進が滞ることが無いよう、また推進体制を充実させるため、必要な人材の確保と育成を計画的に実施します（Ⅰ推進体制の構築）。

[措置]

Ⅰ 推進体制の構築

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
39	文化財保存活用地域計画協議会の設置	○	○	○	○ (文)	・市	毎年	
	定期的な情報交換を図り、適切な文化財の保存・活用を推進する。							
40	文化財専門職員の確保と育成			○	○ (市) (ス)	・市	毎年	
	事業継続の視点からも文化財専門職員の継続的な採用と育成を検討する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
文：文化財課 市：松山市 ス：文化・スポーツ振興財団

3 「文化財を地域で活かすこと」に関する方針と措置

方向性 文化財を地域で活かすための普及啓発

- 方針1 文化財の価値や魅力を発信し、共有する
- 方針2 社会教育や学校教育を通して市民が文化財に触れる機会を創出する
- 方針3 文化財を松山市の資産として適切に活用し、地域活性化につなげる

前章で確認した文化財を地域で活かすことに関する課題に対し、取組を充実する方向性を掲げ3つの方針により措置を行います。

方針1 文化財の価値や魅力を発信し、共有する

市民が歴史文化に触れる機会を増やし、文化財の魅力や価値を広く市民に伝えるため、文化財を身近なものとして体感し、文化財に携わる当事者意識を高める、参加体験型のイベント等を実施し、文化財の価値や魅力を共有します（Ⅰ魅力を伝えるためのイベントの実施）。

また、Web サイトや動画配信、SNS など ICT を活用しながら最新の情報発信を行い、文化財に触れる機会創出に努めるほか、情報集積と情報発信を循環させて共有する対話型の発信を目指します（Ⅱ魅力を伝えるための情報の発信）。



〔俳句甲子園の様子〕



〔「瀬戸内・松山 里島めぐり」ウェブサイト〕



〔松山城でのイベントの様子〕

〔措置〕

Ⅰ 魅力を伝えるためのイベントの実施

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有 者	団 体	行 政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
41	ことばのちからイベント事業 「俳句甲子園」	○		○	○ (こ)	・市 ・新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金	← 毎年 →	
	「俳句甲子園」を共催し、市民の文化活動の活性化とともに「ことばを大切にするまち松山」を全国に発信し、まちの魅力創出と都市ブランドの確立につなげる（平成 13(2001)年度より継続的に実施）。							
42	風早八十八ヶ所巡りのスタン プ帳配布とアプリ運営	△			○ (地)	・市	← 毎年 →	
	風早八十八ヶ所をめぐるスタンプ帳・アプリの活用（北条公民館）を行う（令和 3 (2021)年度より継続的に実施）。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
こ：文化・ことば課 地：地域学習振興課

措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
43	俳句ポスの設置と運営	○			○ (こ)	・市 ・新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金	← 毎年 →	
	松山を訪れた人や松山市民がより俳句文化に親しみ、俳都松山のPRにつながることを目的とし、市内観光地等に俳句ポスを設置する。また、手軽に俳句を楽しんでもらうため、インターネット上で「俳句ポスト365」を運営する（昭和43(1968)年度より継続的に実施）。							
44	『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり事業	△		○	○ (ま)	・市	← 毎年 →	
	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想で位置づけられる7つのゾーン（センターゾーン：中心市街地、サブセンターゾーン：道後温泉、松山総合公園、三津浜・梅津寺、久谷・砥部、風早、忽那諸島）の資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成、配布や、地域資源を巡るウォーキングやサイクリングイベントを実施している。							

II 魅力を伝えるための情報の発信

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
45	「瀬戸内・松山 里島めぐり」ウェブサイトの運営	△		○	□ (中)	・市	 毎年	
	まつやま里島ツーリズム連絡協議会が運営しているウェブサイト「瀬戸内・松山 里島めぐり」で、島のみどころとして文化財（桑名神社（本殿）、釣島灯台吏員退息所等）を紹介する。							
46	松山城の集客促進	△			○ (観)	・市	 毎年	
	松山城を舞台に回遊型の企画・展示・演出などの魅力創出を行うとともに、県内外に向けてプロモーションし、集客を図る。							
47	デジタル・アーカイブの推進	△			○ (子)	・市	 毎年	
	市指定文化財（なじみ集・竹乃里歌）をはじめとする子規直筆資料等をデジタル・アーカイブ化してインターネットで公開する（令和 3（2021）年度より継続的に実施）。							
48	文化財情報の集積と発信の検討	△	△		○ (文)	・市	 R7(2025)～	
	旧松山市内の指定文化財を総覧する書籍「松山の文化財」を平成 15(2003)年に刊行して以来、新たな包括的な情報発信ができていないことから、旧北条・中島地域を含む市内の文化財情報の集積と発信について、デジタル化を含む新たな方法を検討する。							
49	良好な景観形成の推進（再掲）	○	○		○ (街)	・市	 毎年	
	松山らしい良好な景観によるまちづくりを推進するため、松山市景観計画の策定、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
50	四国遍路の世界遺産登録に向けた詳細成果の発信	△	△	△	○ (県文)	・国 ・県	 R6(2024)～R8(2026)	
	措置番号 5 の取組の札所詳細調査成果について、報告会を開催するなど情報発信する。							

○:主体(能動) △:協力・参加(受動) □:支援
こ:文化・ことば課 ま:まちづくり推進課 中:中島支所 観:観光・国際交流課
子:子規記念博物館 文:文化財課 街:市街地整備課 県文:愛媛県まなび推進課、文化財保護課

方針2 社会教育や学校教育を通して市民が文化財に触れる機会を創出する

市民に向けた文化財の活用や地域住民が歴史文化について学ぶ機会を増やすため、公民館活動等で行われる社会教育活動を通して文化財の保存・活用を図ります（Ⅰ文化財の社会教育での活用）。

また、学校教育を通して文化財に親しむ機会や学ぶ機会を創出することで、子どもたちが文化財や地域への愛着を深めることを目指します（Ⅱ文化財の学校教育での活用）。



〔文化財めぐりの様子〕

〔措置〕

Ⅰ文化財の社会教育での活用

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
51	地域のイベントへの支援	○	△	○ (公) (ま協)	□ (地)	・市	毎年	
	淡墨桜まつりや来住廃寺まつりなど、地域で行われている文化財や歴史文化に関する祭礼やイベントの支援を通して、歴史文化や文化財への興味・関心を高め、次世代への確実な継承をはかる（令和 2 (2020)年度より継続的に実施）。							
52	島しょ部の歴史文化や文化財の継承のための支援	○	△	○ (公) (ま協)	□ (地)	・市	毎年	
	島しょ部に残る祭礼や歴史文化や文化財の継承のための保存・伝承活動を支援する（令和 2 (2020)年度より継続的に実施）。							
53	地域を知るための地域主体のまちあるきイベントの支援	○	△	○ (公) (ま協)	□ (地)	・市	毎年	
	地域住民が自分たちの住む地域の歴史文化や文化財への理解、愛着を醸成するために、各公民館やまちづくり協議会が主体となって実施する、管轄地区内の文化財を巡り歩くためのまちあるきマップの作成やまちあるきの実施に関する取組を支援する（令和 2 (2020)年度より継続的に実施）。							
54	北条地区のイベント開催支援	○	△	○	□ (観)	・市	毎年	
	愛媛県指定無形民俗文化財である「鹿島の櫓練り」披露を含む北条鹿島まつりや中世の豪族河野氏の歴史をたどるワンダーランド河野氏まつりなど、北条地区のイベント開催の支援を行う。							
55	まつやまスマイル（笑顔）ウォーキングマップの配布	△			○ (健)	・市	毎年	
	松山市内の季節を感じる 8 コースと地域のおすすめ 35 コースが紹介されたウォーキングマップを配布する。コース上にある名所や旧跡等の写真や紹介文を掲載している。							
56	文化財めぐりの実施	△	△		○ (文)	・市 ・参加者負担金	毎年	
	国・県・市指定をはじめとする文化財を訪ねることにより、市民の文化財に対する認識・郷土に対する愛護の精神を養い、文化財保護教育の普及促進を図る。							
57	「掩体壕」の利活用	○		○ (ま協)	□ (生)	・市	毎年	
	掩体壕を自由に見学できるよう広く一般開放するとともに生石地区まちづくり協議会と連携し、団体等への見学希望者に対して案内や説明を行う（令和 2 (2020)年度より継続的に実施）。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 地：地域学習振興課 観：観光・国際交流課 健：健康づくり推進課 文：文化財課 生：市民生活課
 公：各公民館 ま協：まちづくり協議会

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
58	「エヒメアヤメ」・「イヨスミレ」の保存育成・啓発案内	○		○ (難波)	□ (地)	・市	← 毎年 →	
	自生南限地として大正 14(1925)年に国の天然記念物に指定されたエヒメアヤメと昭和 57(1982)年 8 月 11 日に市指定されたイヨスミレの保存育成や維持管理を行っている保存会と協力して、観察・保護活動を行い、3 月中旬から 4 月中旬に小学生と一般人を対象とした見学会を行う（令和 2 (2020)年度より継続的に実施）。							
59	地域の歴史文化を学ぶための講座実施の支援	○		○ (公 ま協)	□ (地)	・市	← 毎年 →	
	地区内の歴史文化や文化財について、地区住民に伝えるための講座の開催の支援を行う（令和 2 (2020)年度より継続的に実施）。							
60	郷土料理講習会の開催	○			○ (健)	・市	← 毎年 →	
	地域の風土と歴史とともに形成された食文化について学び、伝統行事や食文化を大切にする気持ちを育み、食への理解を深め次世代に継承を働きかける（平成 27(2015)年度より継続的に実施）。							
61	フィールドミュージアムアカデミー久谷カレッジ事業の推進	○		○	○ (ま)	・市	● R6(2024)	
	フィールドミュージアム構想のサブセンターゾーンである久谷地域で、大学生が地域資源を研究、再評価し、地域住民と一体となって、知識の継承や地域資源の利活用を図る。							
62	一草庵の公開活用	△		○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	種田山頭火の終焉の場所である一草庵の維持管理と公開活用を行う。							
63	県指定史跡庚申庵の活用	△		○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	愛媛県指定史跡である庚申庵史跡庭園の維持管理と公開活用を行う。							
64	釣島灯台旧官舎の管理運営	△		○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	重要文化財釣島灯台旧官舎の維持管理と公開活用を行う。							
65	葉佐池古墳公園の公開活用	△		○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	国指定史跡である葉佐池古墳公園の維持管理と公開活用を行う。							
66	体験型観光・学習のためのプラットフォームの構築	△	△	△	○ (文)	・市 ・新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金	← R7(2025)～R15(2033) →	
	文化財保存活用地域計画の作成過程で明らかになった松山市の歴史文化の特徴を示すストーリーを総括的体系的に観光・学習できる体験型プラットフォームの開発とコンテンツ作成につながるプラットフォームを構築する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援

地：地域学習振興課 健：健康づくり推進課 ま：まちづくり推進課 文：文化財課

公：各公民館 ま協：まちづくり協議会 難波：難波公民館

II 文化財の学校教育での活用

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
67	高校生プレゼンツ中島文化財サイクリングツアーの開催	△		○ (里)	○ (中)	・市 ・県 ・離島活性化交付金	毎年	
	主催は、まつやま里島ツーリズム連絡協議会（協議会事務局：中島支所）、共催は松山北高等学校中島分校。中島の文化財等を巡る島内一周サイクリングツアーとして、高校生がコンシェルジュとして、ツアー同行や文化財の説明を行う。							
68	松山市指定文化財「掩体壕」の学校教育での活用	○		△	□ (生) (学)	・市	毎年	
	毎年 7 月に実施する「平和資料展」の開催に合わせ、小中学生を対象とした資料展及び掩体壕の見学会を実施する。また、小中学校で行う平和学習の際に、各学校の希望に基づき、掩体壕の見学や平和の語り部による講和を行う平和教育プログラムを実施する（令和 2 (2020) 年度より継続的に実施）。							
69	「愚陀佛庵」を活用した教育プログラムの実施	△		△	○ (学) (子)	・市	毎年	
	夏目漱石と正岡子規が 52 日間同居した「愚陀佛庵」（子規記念博物館常設展示室内の復元）を活用することで、近代文学発展の歴史や松山の文学的土壌、先人たちの生き方を子ども達に伝える。							
70	大学構内遺跡の教育と研究への活用	○		○ (愛理)		・愛媛大学 予算	R7(2025)～R15(2033)	
	城北キャンパスに所在する文京遺跡では保存地区(グリーンゾーン)を設け、遺跡の内容を示すサインを設置している。縄文時代の遺構から練兵場など近代の遺構まで、様々な人間活動を知る教材・研究資料として、措置番号 4 の発掘調査結果を公開しながら、共通教育・専門教育・大学院研究に活用する。							
71	ふるさと松山学を活用した学校教育の実施	○			○ (教)	・市	毎年	
	松山ゆかりの先人や伝統文化を素材として本市独自に制作した「ふるさと松山学」を活用し、児童生徒の郷土への愛着や誇り、将来への志や言葉の力を育てる。広報まつやまなどの情報発信媒体を活用し、中学生が、それぞれの地域の偉人や文化、歴史などを自分たちの言葉で伝えることができる機会を創出し、地域への愛着を深める取組を進めていく。							
72	体験型観光・学習のためのプラットフォームの構築（措置番号 66 再掲）	△	△	△	○ (文)	・市 ・新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金	R7(2025)～R15(2033)	
	文化財保存活用地域計画の作成過程で明らかになった松山市の歴史文化の特徴を示すストーリーを総括的体系的に観光・学習できる体験型プラットフォームの開発とコンテンツ作成につながるプラットフォームを構築する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
里：まつやま里島ツーリズム連絡協議会 中：中島支所



〔高校生プレゼンツ中島サイクリングツアーの様子〕



〔掩体壕のパンフレット
(生石まちづくり協議会)〕



〔教材『広がれ！
ふるさと松山の心』〕

方針3 文化財を松山市の資産として適切に活用し、地域活性化につなげる

文化財を観光分野で積極的に活用し、歴史文化を醸し出す街並みを保存、整備し、文化財を活かしたまちづくりによる地域活性化を図るため、観光やまちづくりにおいて、保存とバランスの取れた文化財の活用を推進します（Ⅰ文化財を活かしたまちづくりによる地域活性化）。



〔松山城夜間ライトアップ〕



〔道後温泉まつりの様子〕



〔松山文化創造支援協議会 HP〕

〔措置〕

Ⅰ文化財を活かしたまちづくりによる地域活性化

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
73	松山城の活用	△		○	○ (観) (指)	・市	 毎年	
	指定管理者と連携して季節ごとに松山城のイベントを実施し、イベントに合わせて、天守の夜間営業や野原櫓・乾櫓等の重要文化財の特別公開を行う。							
74	道後温泉本館の活用	△		○	○ (道)	・市	 毎年	
	指定管理者と連携して道後温泉本館と関連施設、源泉の運営と維持管理を行う。また、道後温泉地域の活性化と誘客を目的としたイベントを実施する。							
75	愚陀佛庵のあり方についての検討	△			○ (ま) (文) (子)	・市	 R6(2024)	
	夏目漱石と正岡子規が 52 日間同居した「愚陀佛庵」の歴史的文化的価値を活かしたまちづくりや観光振興のあり方を検討し、地域活性化につなげる。							
76	みんなで育む美しい街並みと賑わい創出事業	○	○		□ (街)	・市 ・まちづくりファンド支援業務(一般財団法人 民間都市開発推進機構)	 R6(2024)～R7(2025)	
	まちづくりに貢献する民間の施設整備に対して支援(補助金)を行うことで、官民連携のまちづくりを推進し、美しい街並みと賑わいの創出を図る(平成 25(2013)年度より継続的に実施)。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
観：観光・国際交流課 指：指定管理者 道：道後温泉事務所 ま：まちづくり推進課
文：文化財課 子：子規記念博物館 街：市街地整備課

措置 番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・ 事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
77	松山市文化創造支援協議会の開催	○		○	○(こ)	・市 ・新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金		
	官・民・学で協働し、文化芸術により地域の活性化を図る。広く市民の文化芸術活動を押し進めるプログラムに取り組み、市民と文化団体と地域社会の結びつきを形成する（平成 30(2018)年度より継続的に実施）。							
78	体験型観光・学習のためのプラットフォームの構築（措置番号 66、72 再掲）	△	△	△	○(文)	・市 ・新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金		
	文化財保存活用地域計画の作成過程で明らかになった松山市の歴史文化の特徴を示すストーリーを総括的体系的に観光・学習できる体験型プラットフォームの開発とコンテンツ作成につながるプラットフォームを構築する。							
79	愚陀佛庵の整備と公開活用	△		△	○(こ)	・市 ・新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金		
	全国に誇れる「文学のまち」として、漱石の松山中学校赴任や愚陀佛庵での子規との 52 日間の共同生活から 130 周年（令和 7 年度）、また、小説『坊っちゃん』発表 120 周年（令和 8 年度）となる節目を機に愚陀佛庵を再建する。また、整備した愚陀佛庵の活用を通じて、まちの新しい魅力や賑わいの創出、未来を担う子ども達が友情や人とのつながり、出会いの大切さを学ぶことでの松山への誇りや愛着の醸成を図る。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
文：文化財課 こ：文化・ことば課